

天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第4号

天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年3月天理市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第15号及び様式第24号中「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証」を「☐運転免許証」に、「運転免許証、健康保険の被保険者証」を「運転免許証」に、「被保険者証」を「資格確認書等」に、「を提出してください。ただし」を「を提示し、又は提出してください。ただし」に、「併せて提出」を「併せて提示し、又は提出」に、「委任状は、その複写物による提出」を「委任状は、その複写物による掲示又は提出」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定に基づき作成されている請求書の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。